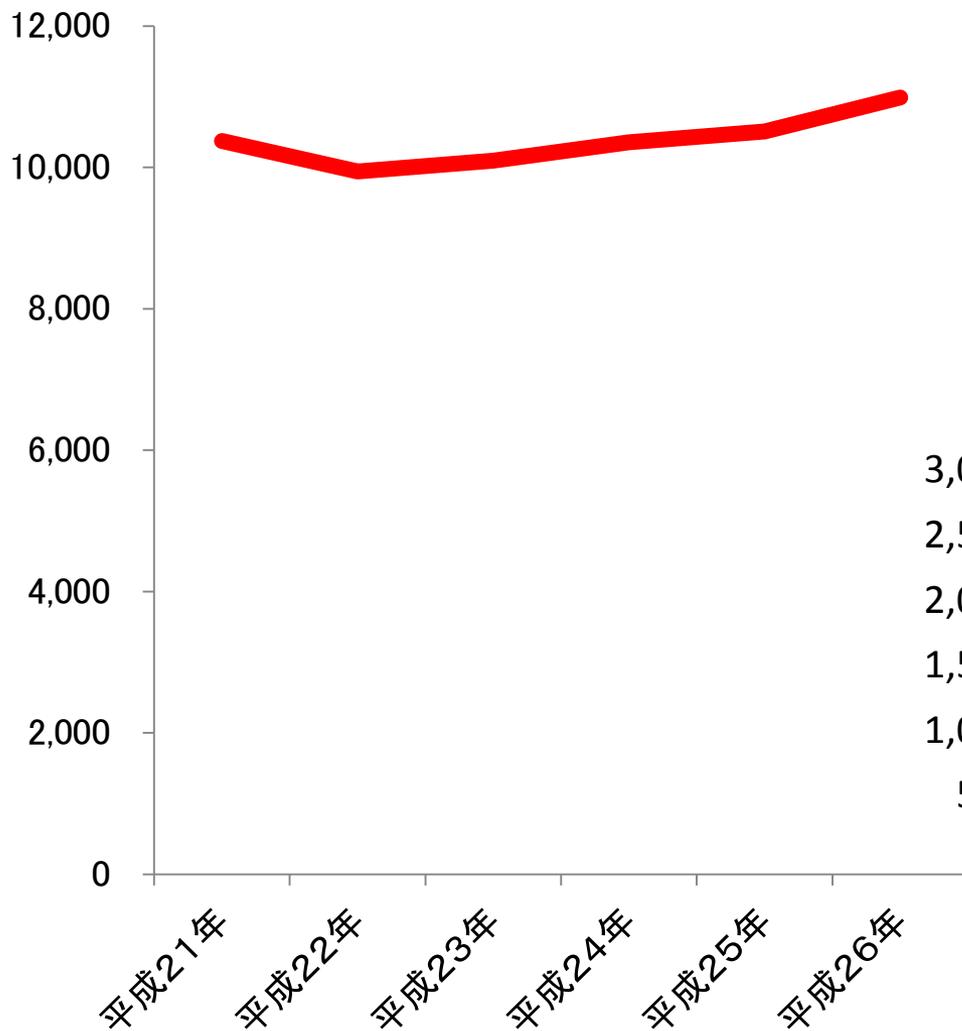


1. 国を当事者とする訴訟の現状

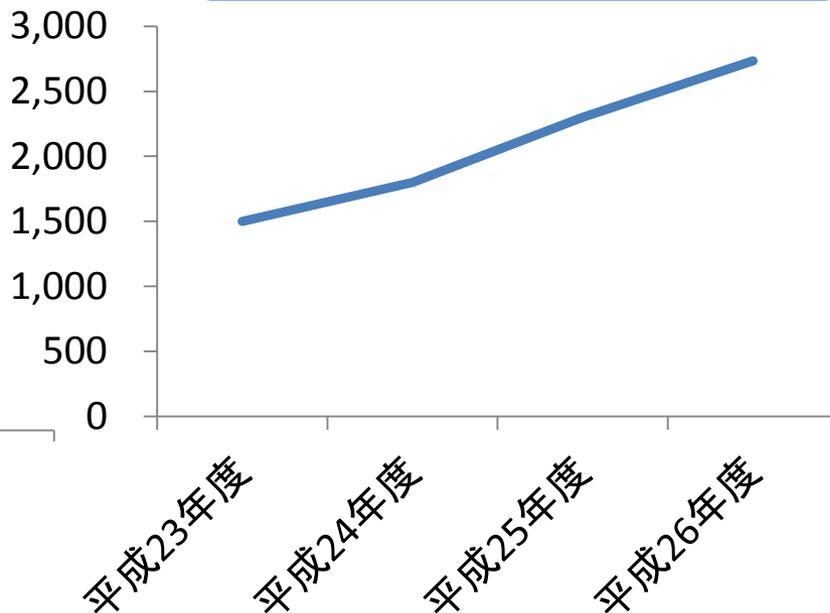
係属件数(全体)



重要大型事件

- 訴訟の結果いかにが国の外交, 政治, 行政, 経済等に重大な影響を及ぼす事件
- 従来の学説・判例には見られなかった新たな法解釈の展開を要する事件 等

重要大型事件の係属件数



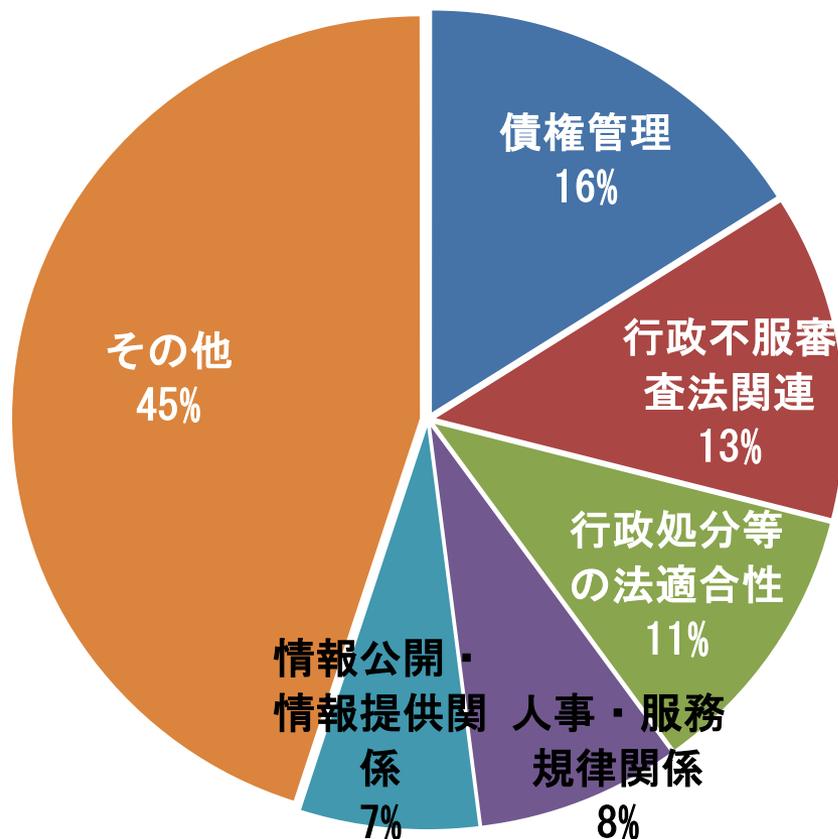
2. 予防司法支援制度実施1年間の報告・総括

(1) 照会件数, 主な照会事項等, その分析

ア 照会件数

平成28年6月末まで**19府省庁**から**約330件**

イ 照会事項の内訳(いずれも約)



債権管理関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消滅時効の起算点 ・ 損害賠償額の算定方法 ・ 未回収債権の回収方法 等
行政処分等の法適合性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政処分の可否(処分要件該当性) ・ 理由付記の適否 ・ 行政処分とその執行停止決定との関係 等
行政不服審査法関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「処分」該当性 ・ 不服申立適格の有無 ・ 審査対応 等
情報提供, 情報公開関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報提供と守秘義務 ・ 各種照会等対応 ・ 情報公開対応 等
人事・服務規律関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 懲戒処分の可否, 処分時期 ・ セクハラ, パワハラ事案対応 ・ 苦情対応 等
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 想定される訴訟及びその見通し ・ 契約解除に付随する法律問題 等

(2) 予防司法支援制度に関する意見・要望と今後の運用について

ア アンケート結果

【平成27年12月以降の相談についてアンケート(回答数24件)】

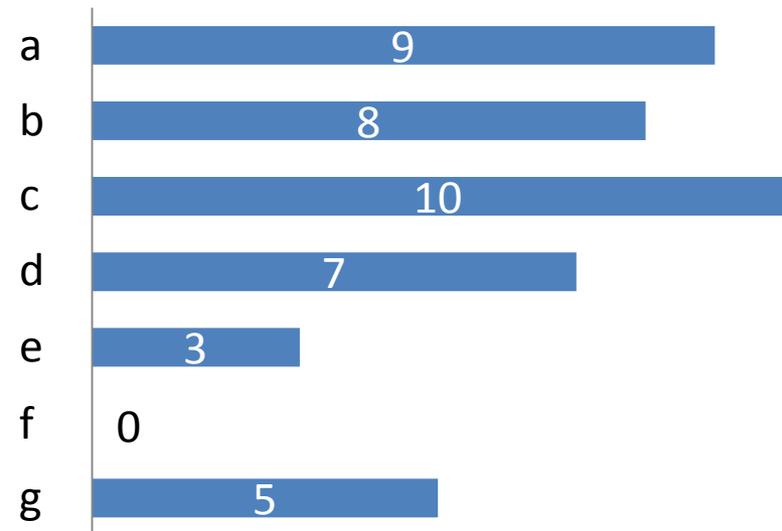
① 概ね好評

- 回答例
- 相談しやすい雰囲気, 専門的な事項を丁寧に説明
 - 事案に応じて迅速な口頭回答あり
 - 照会庁の気付かなかった点を指摘された
 - 今後も利用したい

② 不満点, 要望したい点

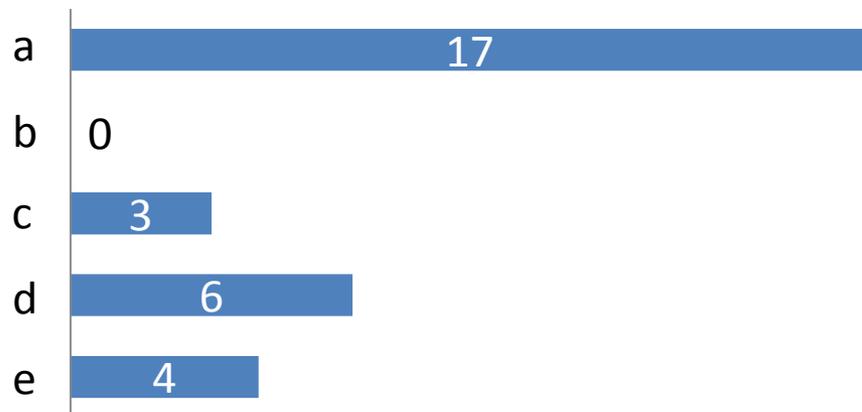
- 回答例
- 迅速な回答を希望する
 - 制度の周知が足りない

予防司法支援制度を利用しようと思ったきっかけを教えてください。(複数回答可)



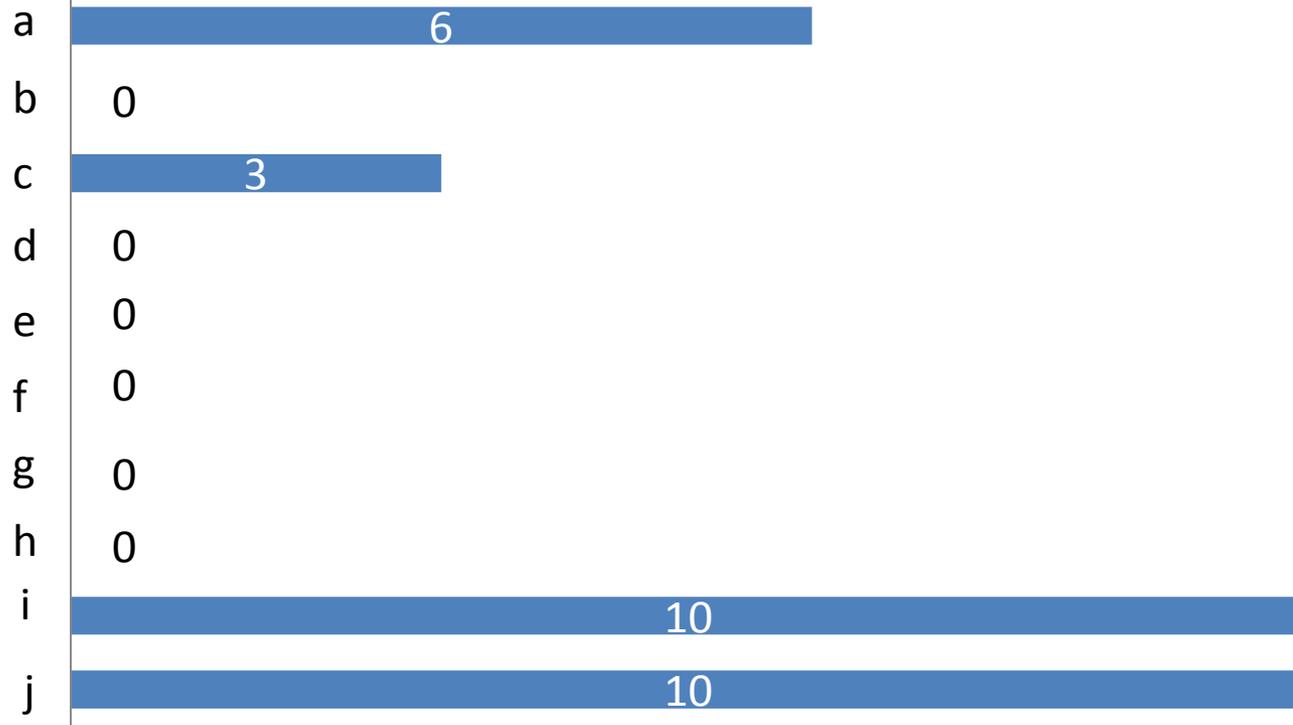
- a 課室レベルで利用しようということになった。
- b 決裁過程で、上司から予防司法支援制度の利用の指示があった。
- c 省内で、予防司法支援制度を利用するように周知が図られていた。
- d 過去に予防司法支援制度を利用したことがあった。
- e 平成27年5月に関係府省庁連絡会議が開催され、予防司法支援制度を知った。
- f 平成27年12月に関係府省庁連絡会議幹事会が開催され、予防司法支援制度を知った。
- g その他

訟務局の回答を、どのようにお使いになりましたか？(複数回答可)



- a 回答に基づいて対応した、または対応予定
- b 回答に基づかずに対応した、または対応予定
- c まだ現実的に問題となっておらず、対応方針未定
- d 参考意見として使った。
- e その他

予防司法支援制度を利用された案件は、現在どのような状況になっていますか？
(複数回答可)



- a 回答に基づいて対応し、訴訟等法的紛争を避けられた。
- b 訴訟等法的紛争となったが、回答に基づいて対応しており、解決が得られそうである。
- c 回答に基づいて対応したが、訴訟等法的紛争となり、現在対応中である。
- d 回答に基づかず対応したが、訴訟等法的紛争で当方の主張が受け入れられなかった。
- e 回答に基づかず対応したが、訴訟等法的紛争とはならなかった。
- f 回答に基づかず対応し、訴訟等法的紛争となったが、当方の主張どおり解決できた。
- g 回答に基づかず対応したところ、訴訟等法的紛争となって現在対応中である。
- h 回答に基づかず対応したところ、訴訟等法的紛争となり、当方の主張が受け入れられなかった。
- i まだ現実的に問題となっていない。
- j その他

イ 今後の運用について

① 訟務局の特色を活かした支援

- － 裁判になったらどうなるのか

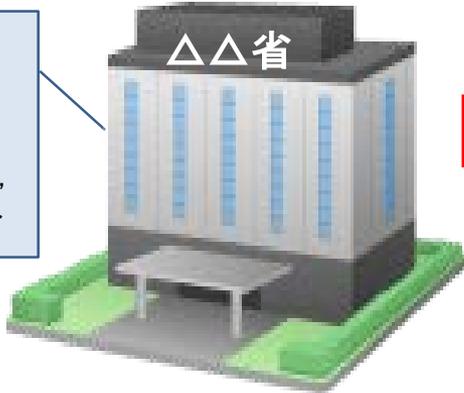
② 関係府省庁のニーズに応じた支援

- － 関係府省庁と法務省の連携

(例)

裁判になったらどうなるのか？～不利益処分～

(例えば)
法の目的を達成するため、通達等で定めた一定の基準を満たした商品に、国が認定を与える仕組み



認定の取消し

基準違反



ちょっと待って！認定の取消しが「処分」だとすると、聴聞，理由付記，不服申立教示等の手続が必要です。



- 処分とは、「公権力の主体たる国又は地方公共団体が法令の規定に基づき行う行為のうち、その行為によって直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を画することが法律上認められているもの」をいう(最高裁S30. 2. 24判決)。
- 最近の判例には、給付事業を行うことについての根拠条文，当該法令が定める類似の制度・その手続，給付事業の具体的手続を定めた通達等を含む「制度の仕組み」を考察して，給付決定の処分性を肯定したものがある(最高裁H15. 9. 4判決)。
- 設例の認定制度について，形式的にみると，法令に根拠はなく通達がこれを定めているようにみえても，認定制度に関連する法令全体の仕組みを実質的に考察して，認定制度は法令に基づく制度であるとして，認定の取消しの処分性が肯定されることがありうる。

ご相談を！

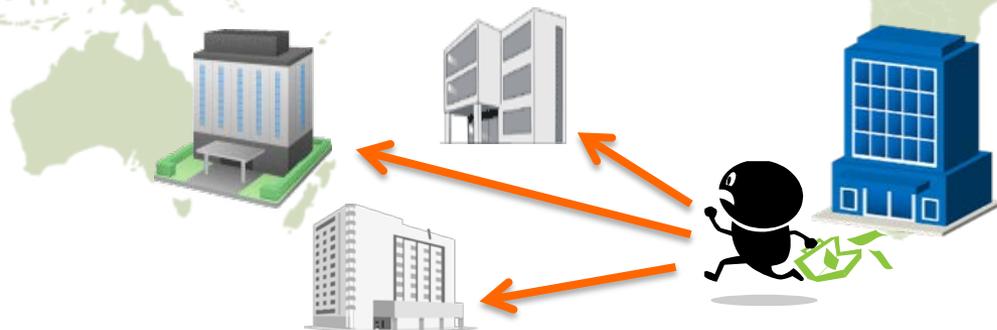
訟務局の国際訴訟への対応（国際裁判支援）について

体制の強化

- 平成28年4月1日，訟務局内に，国際訴訟等を法的に支援する業務を担当するチームを立ち上げた。

主な業務内容

- 国益に関わる国際紛争について，国内訴訟における法解釈や主張立証の知見・ノウハウを活用し，関係省庁に対し法的側面から支援を行う。
- 実情等



3. 今後のスケジュールについて